

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	消防課	整理番号	1-1
処分の種類	危険物取扱者免状の返納命令			
根拠法令条例等・条項	消防法第13条の2第5項			
処分の概要	危険物取扱者免状を交付した知事は、危険物取扱者が消防法又は同法に基づく命令の規定に違反しているときは、当該危険物取扱者免状の返納を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	処分基準は、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について」(平成3年12月19日付け消防危第119号)中、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の第3、第4、別表1及び別表2による。			
基準の制定根拠				